

平成30年2月21日提出

今治市議会臨時会（第1回）議案

今治市議会臨時会（第1回）議案目次

報告 番号	件名	ページ
1	専決処分について	1
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	3
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	5
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	7
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	9
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	11
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	13

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月21日提出

今治市長 菅 良 二

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月27日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成29年9月12日午後2時頃、国道196号（今治市大西町別府2316番地1先）において、本市菊間支所住民サービス課職員が運転する市有軽四貨物自動車が行中、横断歩道の手前で停車した相手方が運転する軽四乗用自動車に追突し、双方の車両が破損し、相手方及び軽四乗用自動車の同乗者が負傷した。
- 3 損害賠償額 人的損害に対する支払額 312,155円
- 4 その他 物的損害については、平成29年議会第5回報告第11号で報告済

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月8日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成29年11月24日午後3時頃、市道国分稲越線（今治市国分五丁目甲601番地2先）において、相手方所有の軽四貨物自動車が行中、同市道の側溝に設置していたグレーチングを跳ね上げ、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 37,692円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月4日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成29年10月23日午後7時頃、相手方所有の原動機付自転車が市道南鳥生五十嵐線を走行中、陥没箇所（今治市中寺491番地1先）に前輪を落とし込み、同車両が破損し、相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 支払額 28,345円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月16日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成29年9月12日午後2時頃、国道196号（今治市大西町別府2316番地1先）において、本市菊間支所住民サービス課職員が運転する市有軽四貨物自動車が行中、横断歩道の手前で停車した軽四乗用自動車に追突し、双方の車両が破損し、軽四乗用自動車の運転手及び同車両に同乗していた相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 人的損害に対する支払額 555,757円
- 4 その他 物的損害については、平成29年議会第5回報告第11号で報告済

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月19日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成29年12月11日午後3時58分頃、県道今治波方港線（今治市延喜甲237番地5先）において、本市西消防署職員が運転する市有軽四特殊自動車が、交差点で停車していた相手方所有の普通貨物自動車に追突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 307,520円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月29日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成28年12月14日午前10時10分頃、県道今治波方港線（今治市桜井二丁目甲1560番地4）において、本市高齢介護課職員が運転する市有小型貨物自動車が行中、赤信号で停車した相手方所有の普通特種自動車に追突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 543,024円